府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十六条の七第一項（同法第六十九条において準用する場合を含む。）及び第五十三条の四第一項（同法第八十二条の十第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理事会の議事録）	（理事会の議事録）
第六十六条　［略］	**第六十六条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	3　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員等（理事、監事又は会計監査人をいう。以下同じ。）又は組合員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。）	一　理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員等（理事、監事又は会計監査人をいう。以下同じ。）又は組合員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
二～七　［略］	二～七　［略］
4　［略］	4　［略］

（総会の議事録）	（総会の議事録）
第百三十九条　［略］	**第百三十九条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。	3　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員等又は組合員若しくは中央会の会員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。）	一　総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員等又は組合員若しくは中央会の会員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
二～六　［略］	二～六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

総務省、財務省、文部科学省、

技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第三十条第一項（同法第六十条において準用する場合を含む。）、第三十八条第六項（同法第六十条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月十四日

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

技術研究組合法施行規則（平成二十一年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。